

民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求める請願

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

〔請願趣旨〕

現民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在します。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。民法を改正し、別姓を望む夫婦にはその選択を認める「選択的夫婦別姓制度」を実現すべきです。

「100日を超える女性の再婚禁止期間は違憲」とする最高裁判決（2015年12月）を受け、再婚禁止期間を6カ月から100日に短縮する民法一部改正が実施されました。再婚禁止期間は、再婚後の子の父親の推定重複を避けるためとされますが、実態にそぐわない推定規定のために多くの無戸籍児が生じています。父親の確定は現在DNA鑑定で可能であり、女性の再婚禁止期間は不要であり廃止すべきです。

2013年には民法の婚外子相続差別が廃止されました。しかし戸籍法には、出生届に婚姻による子どもかどうかの記載を義務付ける規定が残っており、この規定も廃止すべきです。

国連女性差別撤廃委員会は2009年、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告、2016年3月にはこの勧告を遅滞なく実施するよう再度強く求めています。国際自由権規約委員会、国連子どもの権利委員会、国連人権理事会も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら加入する国際人権条約実施の意思を問われているといえます。

第4次男女共同参画基本計画は、「家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化・女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し・司法の判断も踏まえ、検討をすすめる」としています。以上の理由から、下記の項目を強く要望します。

〔請願事項〕 民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を行うこと

氏 名	住 所

日本婦人団体連合会 〒115-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-11-9-303

取り扱い団体()